

第1号様式（第3条第1項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」使用申込書

年 月 日

千葉県ブルーカーボン推進協議会長 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・企画・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

※使用期間は最長3年間の範囲内で記載する。

<連絡先>

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

<添付書類>

- （1）使用イメージがわかる書類
- （2）使用者概要（会社概要等）
- （3）その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1（1）から（6）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（6）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）協議会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- （3）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- （4）ロゴマークを「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」ガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
- （5）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
- （6）その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」ガイドラインに従って使用すること。
- （4）協議会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）許諾に際して「このロゴマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （6）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第2号様式（第4条第2項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県ブルーカーボン推進協議会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」の使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別添の「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 協議会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (5) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と協議会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第3号様式（第4条第4項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」使用不許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県ブルーカーボン推進協議会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」の使用については、下記の理由により応じられませんので、不許諾とします。

記

不許諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第4号様式（第5条第1項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県ブルーカーボン推進協議会長 宛

<申込者>

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり
申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

第5号様式（第5条第2項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県ブルーカーボン推進協議会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」ガイドラインに従って使用すること。
- (4) 協議会が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (5) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに協議会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と協議会が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第6号様式（第5条第3項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」

使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県ブルーカーボン推進協議会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」の使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

許諾番号	不承諾対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第7条第3項）

「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」

使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

様

千葉県ブルーカーボン推進協議会長

年 月 日付け第 号で許諾した、「千葉県ブルーカーボン推進協議会ロゴマーク」の使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容
- 2 理由